

鹿屋市立北部学校給食センター調理配送等業務における 特定業務委託共同企業体の取扱いについて

1 目的

鹿屋市立北部学校給食センターにおける調理配送等業務委託契約に関し、調理及び配送業務について、特定業務委託共同企業体により、確実かつ円滑に業務を履行すること、及び適正な競争を図ることを目的とする。

2 対象業務

鹿屋市立北部学校給食センター調理配送等業務

3 構成員の数

当該業務における構成員の数は3者以内とする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

4 構成員の組合せ

- (1) 対象業務における市の入札参加資格を有している業者の組合せであること。
- (2) その他市長が特に必要と認める条件を満たす組合せの場合。

5 代表者

共同企業体の代表は、構成員で協議の上、決定すること。

6 結成方法

共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

7 入札参加申請

共同企業体の本案件に参加するために必要な提出書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 鹿屋市立北部学校等給食センター調理配送等業務委託共同企業体協定書
- (2) 使用印鑑届
- (3) 共同企業体編成表

8 資格認定

鹿屋市長は、共同企業体から参加表明として必要書類の提出を受けたときは、書類、その他参加条件を審査し、提案資格の確認結果を通知する。

鹿屋市立北部学校給食センター調理配送等業務委託共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) 鹿屋市発注に係る鹿屋市立北部学校給食センター調理配送等業務委託（以下「業務委託」という。）の請負

(2) 前号に附帯する業務

(名称)

第2条 当共同企業体は、鹿屋市立北部学校給食センター調理配送等業務委託共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を 市 町 番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、令和 年 月 日に成立し、業務委託の請負契約の履行後3月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 業務委託を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務委託に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

調理業務担当

県 市 町 番地

株式会社

配送業務担当

県 市 町 番地

株式会社

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、 業務担当の 株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、業務委託の業務に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに共同企業体の名義をもって請負代金の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該業務について発注者と契約内容の変更増減があつても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

株式会社 パーセント

株式会社 パーセント

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(構成員の責任)

第9条 当企業体の構成員は、業務委託の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第10条 当企業体の取引金融機関は、 銀行とし、共同企業体の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第11条 当企業体は、業務完了の都度当該業務について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第12条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第13条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第14条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務委託途中における構成員の脱退に対する措置)

第15条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が業務委託を完了する日までは脱退することはできない。

(業務委託途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第16条 構成員のうち調理業務担当が業務委託途中において破産又は解散した場合においては当企業体を解散するものとする。

2 構成員のうち配送業務担当が業務委託途中において破産又は解散した場合においては調理業務担当が配送業務担当者を責任を持って手配し、「鹿屋市立北部学校給食センター調理配送等業務における特定業務委託共同企業体の取扱について」に従い、必要書類を提出し、鹿屋市の承認を得ること。

(解散後の瑕疵担保責任)

第17条 当企業体が解散した後においても、当該業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第18条 この協定書に定めのない事項については、構成員同士の協議において定めるものとする。

株式会社外 社は、上記のとおり鹿屋市立北部学校給食センター調理配送等業務委託共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書2通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和 年 月 日

調理業務担当 住 所
氏 名 ⑩

配送業務担当 住 所
氏 名 ⑩

使 用 印 鑑 届

鹿屋市長 中西 茂 様

申請者

共同企業体

住 所
共同企業体代表者 氏 名
代表者名

印

下記の印鑑を、次の行為に対して使用します。

- 1 見積もり又は入札に関すること。
- 2 契約の締結に関すること。
- 3 入札保証金及び契約保証金の納付、還付請求及び受領に関すること。
- 4 契約代金の請求及び受領に関すること。



